

新潟県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会告示第7号

令和8年9月登録日現在における新潟県後期高齢者医療広域連合長に対する条例の制定又は改廃の請求その他直接請求について、それぞれの要件となる請求権を有する者の総数の50分の1の数、3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和8年9月9日

新潟県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会

委員長 二瓶 千代喜



- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の6第1項の規定により準用する同法第74条第1項及び第75条第1項に規定する請求権を有する者の総数の50分の1の数

35,578人

- 2 地方自治法第291条の6第1項の規定により準用する同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに同法第291条の6第2項に規定する請求権を有する者の総数の40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

322,361人

- 3 地方自治法第291条の6第1項の規定により準用する同法第80条第1項に規定する請求権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

市町村	数
新潟市	173,948人
長岡市	71,446人

三条市	25,694人
柏崎市	21,554人
新発田市	25,633人
小千谷市	9,127人
加茂市	6,929人
十日町市	13,243人
見附市	10,710人
村上市	15,168人
燕市	21,487人
糸魚川市	10,674人
妙高市	8,222人
五泉市	12,893人
上越市	50,303人
阿賀野市	10,953人
佐渡市	13,568人
魚沼市	9,153人
南魚沼市	14,332人
胎内市	7,514人
聖籠町	3,729人
弥彦村	2,133人
田上町	3,073人
阿賀町	2,625人
出雲崎町	1,104人
湯沢町	2,198人
津南町	2,356人
刈羽村	1,167人
関川村	1,333人
粟島浦村	88人